

墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 TEL5608-6184

特別相談「インターネット取引トラブル110番」



近年、インターネットを利用した取引は、通信販売、ネットオークション、ペニーオークション、ソーシャルネットワーキングサービス、アフィリエイト、アダルトサイト・出会い系サイトなど様々な分野で活発に行われ、それに伴って消費者トラブルも多発しています。

インターネットを利用した
取引に関する相談全般を
お受けします。

<実施日時>

平成23年12月15日(木) 及び
16日(金) の2日間
9時から16時まで

受付先：すみだ消費者センター 03-5608-1773
又は東京都消費生活総合センター 03-3235-1155

平成23年度第2回消費者講座

東京簡易裁判所の民事調停委員を講師にお招きして消費者講座を開催します。
賃貸・リフォーム・交通事故・多重債務・過払い金返還などのトラブルを民事調停で解決する方法を学べます。

場 所：すみだ女性センター・ホール
墨田区押上2-12-7「セトル中之郷」

対 象：区内在住・在勤の方、及び
消費生活相談員・担当者の方

定 員：100人 費 用：無料

主 催：すみだ消費者センター

「すばやく解決！財産・生活上のトラブル」

<日 時>

平成23年12月10日(土)
午後1時30分～4時30分

申込み・お問合せは
電話で、

「すみだ消費者センター」

03-5608-1516 へ

廃品回収を頼んだら、回収後に高額の請求 をされた。こんなはずじゃなかった..



【相談事例】

(事例1) 廃品回収業者の投込みチラシを見て、ベッド、クローゼット、本棚の回収を依頼した。見積りの提示もされないまま作業をされてしまい、終了後に20万円を請求された。調べたら無許可の業者で、請求金額もあまりに高額すぎる。

(事例2) 軽トラックで巡回していた廃品回収業者を呼び止め連絡先を聞き、家具、ベッドの処分を見積りを依頼した。見積金額が高額であったため、依頼しないと伝えたところ、業者の態度が急変し、経費としてガソリン代や駐車場代金を払えと凄まれた。

【アドバイス】

チラシや車で巡回している無許可の廃品回収業者に関する相談が寄せられています。

(事例1) は事前に料金を確認しなかったために起ったものです。契約(依頼)は慌てせず、まずは複数業者の見積りを取って料金を確認し、よく検討しましょう。

(事例2) について、通常は見積りだけなら無料のはずですが、契約をしなくても出張費やその他諸経費を請求されるケースもありますので、必ず事前確認をしましょう。

トラブルにあわないためには、

- (1) 粗大ごみや不用品の処分は区のルールに従って行いましょう。粗大ごみに出せない家電製品やパソコンなどの処分方法について、又は区の引取りが可能かどうかなど不明な場合は、「すみだ清掃事務所 ☎ 3613-2228」に確認しましょう。
- (2) 廃品回収業者が無料と宣伝していても、無料なのは一部製品で処分費を請求されるケースがほとんどです。高額請求など悪質な場合はすぐに警察に連絡しましょう。
- (3) 一般廃棄物の収集・運搬は区の許可を受けた事業者しか行えません。安易に廃品回収業者に処分を依頼することは、トラブルの元になりやすいので注意が必要です。

困った時は
お早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室



相談専用
ダイヤル

まずは電話でご相談ください

5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地…墨田区押上二丁目12番7号 セトル中之郷内

- 東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上」駅A3出口徒歩3分
- 東武伊勢崎線「業平橋」駅徒歩7分
- 都営バス(墨38)「向島三丁目」バス停前

